

医薬発0608第3号
令和8年6月8日

事業実施者 殿

厚生労働省医薬局長

令和8年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業
の実施について

標記事業について、別紙「令和8年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

令和8年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業実施要綱

第1 目的

医療現場における薬剤師の業務については、近年のチーム医療の進展や薬物療法の高度化・複雑化等に対応するため、臨床での実践的な対応が必要であることから、薬剤師免許取得後に医療機関等における実地研修（以下「臨床研修」という。）の充実が求められている。令和3年度から令和5年度に実施された「卒後臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」において、臨床研修において実施すべき研修内容や方法を示す「薬剤師臨床研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の検討が行われ、令和6年3月にはガイドラインを発出したところであるが、ガイドラインに基づく研修の実装にあたっては、診療科が限られていることやマンパワー不足、単一施設での実施困難等により、ガイドラインに沿った研修を提供しがたい施設があること等が課題となっている。

本事業では、薬剤師臨床研修の実施体制拡大に繋げるため、複数の研修病院や研修薬局による研修施設グループの構築、研修受入体制の構築及びガイドラインに基づく研修を活用した薬剤師確保策等にかかる調査検討を行う。

第2 事業実施者

本事業の実施者は以下の全ての要件を満たす法人とする。なお、事業実施者は事業の一部を再委託することができる。

- (1) 本事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。
- (2) 本事業の実施及び運営について、幅広い知見と経験を有していること。
- (3) 医療や薬学教育（薬剤師臨床研修を含む）、薬剤師の自己研鑽による生涯研修等の取組について、幅広い知見と経験を有していること。
- (4) 本事業における情報収集、各種調査、薬剤師の臨床研修や薬剤師確保の検討が適切に実施できる体制を有していること。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

(1) 事業の実施体制

以下の(2)について、事業実施者である法人が中心となり、実施計画書(任意様式)を策定し、計画に沿って本事業の調査検討を実施すること。

(2) 実施内容

①薬剤師臨床研修の拡大のための調査検討

臨床能力を身につけた実践者の育成のための標準的な研修カリキュラムをガイドラインとして公表したところであるが、当該ガイドラインを踏まえた研修を提供する上で、研修実施体制の整備が喫緊の課題である。令和6年度の「薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」や令和7年度の「薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」の成果も踏まえ、ガイドラインに基づく研修体制を社会実装するための方法論について調査検討等を行う。

具体的には、以下の項目について調査・検討等を実施する。

ア 基礎データの収集及び整理

- ・研修受入可能病院の基礎情報(施設名、病床数、病院機能、薬剤師数、薬剤部の補助者数、研修受講者数等)
- ・複数の研修施設(研修病院及び研修薬局)が連携して研修を実施する場合における施設毎の役割分担
- ・研修施設グループ毎のガイドラインの実装範囲
- ・臨床研修プログラム及び研修スケジュールの構成

イ 社会実装に関するコスト計算及び制度設計

- ・研修テーマ毎の人的コスト
- ・臨床研修をグループ化して実施する場合の運営コスト及び対応方法
- ・研修施設間における研修内容の調整に伴う運営上の課題
- ・臨床研修実施に際し、受講生に係る雇用枠を確保する場合及び確保しない場合それぞれにおける実施形態並びに必要な予算措置

ウ 臨床研修実施における実施施設・受講生の意識変化に関する調査

- ・実施施設側における臨床研修の期待、臨床研修後の受講者に関する進路・待遇(契約期間、正社員扱い、給与を含む)
- ・受講生側における臨床研修の期待、臨床研修後の進路

エ 受講生に関する調査及び整理

- ・属性及び背景（出身大学、出身地、臨床研修（病院薬剤師）を希望した理由、職業選択・キャリア選択における判断基準、他業態との給与格差に関する意識等）

- ・研修の実施を認知した経緯及び情報入手方法

② 薬剤師臨床研修における指導薬剤師育成に係る講習会の実施

令和7年度の「薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業」の成果も踏まえ、指導体制整備等の検討を行う。

- ・薬剤師臨床研修における指導薬剤師育成に係る講習会の企画・立案
- ・講習会の実施（e-ラーニングを想定）
- ・講習会実施に係る事務
- ・講習会の修了証の発行、受講履歴の管理
- ・将来の持続可能な体制整備の検討 等

（3）最終報告書の作成

本事業の実施後、事業実施者は、事業の実施計画書及び実施結果、並びに上記（2）の検討内容を含む最終報告書（任意様式）を作成すること。

2 留意事項について

本事業の実施期間中、厚生労働省医薬局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3の1（1）で作成した実施計画書については、令和8年度薬剤師臨床研修の効果的な実施のための調査検討事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書に添付すること。
- 2 上記第3の1（3）で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和8年6月8日より適用する。